

広陵町告示第 8 9 号

広陵町道路用地寄附採納事務取扱要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町道路用地寄附採納事務取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、道路用地の寄附採納（以下「寄附」という。）について必要な事項を定め、道路管理の適正化及び地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町道 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 号に規定する道路をいう。
- (2) 町管理道路 前号に規定する道路以外の町が管理する道路をいう。
- (3) 公道 法第 3 条及び前号に規定する道路をいう。
- (4) 私道 私人等が所有、又は管理する公道以外の道路をいう。
- (5) 拡幅用地 町道又は町管理道路の拡幅に係る当該拡幅部分の

土地、又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により、道路とみなされた土地をいう。

（私道の寄附要件）

第 3 条 道路用地として寄附を受ける私道は、次の要件を全て満たすものでなければならない。

（1）現に複数世帯が使用する私道であり、町道又は町管理道路とすることで地域住民の生活道路としての利便性の向上が見込まれること。

（2）有効幅員が 4 メートル以上であること。

（3）道路の形状が、次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 起終点がいずれも既存の公道に接続しているもの

イ 起点又は終点のいずれかが公道に接続しており、他方に直径 8 メートルの円が内包する転回広場を設けているもの

（4）道路用地の縦断勾配が 8 パーセント以下であること。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（5）私道が公道と交差又は屈曲する部分には、隅切りが設けられてあること。ただし、当該交差角及び屈曲角の内角が 120 度以上である場合は、この限りでない。

（6）道路用地内に雨水を有効に排水するために必要な側溝等の排水構造物が設けられており、私有地を通らずに国又は地方公共団体が管理する排水構造物、雨水管、水路又は河川に流末が接続されていること。

（7）町長が認めた構造及び工法によって整備されていること。

（8）道路舗装は、町長が認める路盤と表層を有しており、損傷等がなく、車両通行及び道路管理に支障がないこと。

(9) 道路用地として正しく分筆されており、道路境界が明確であること。

(10) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

(11) 法第32条第1項に規定する工作物、物件又は施設以外のも
のが存在しないこと。

(拡幅用地の寄附要件)

第4条 拡幅用地として寄附を受ける道路用地は、前条第6号から
第11号までに定める要件を全て満たすものでなければならない。

(寄附の申出)

第5条 道路用地を寄附しようとする者は、寄附申出書（第1号様
式）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(寄附採納可否の決定及び通知)

第6条 町長は、寄附申出書の提出があったときは、第3条、第4
条及び広陵町財産規則（昭和39年4月広陵町規則第11号）第
2条の規定を踏まえ、寄附の内容について必要な審査をしなければ
ならない。

2 町長は、前項の規定により寄附の採納の可否を決定し、寄附採
納決定通知書（第2号様式）により、寄附申出者に通知するもの
とする。

(占用物件)

第7条 寄附に係る道路用地に占用物件が設置されている場合は、
当該占用物件の管理は従前の管理者が行うものとし、寄附後、速
やかに法第32条第1項又は広陵町法定外公共物の管理に関する
条例（平成17年7月広陵町条例第3号）第4条の許可を受けな
なければならない。

(費用負担)

第8条 寄附に要する費用のうち、土地所有権移転登記に要する費
用以外の費用については、全て寄附者の負担とする。

(適用除外)

第 9 条 この要綱は、次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 国、県その他の地方公共団体又は公共的団体からの寄附
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 39 条及び第 40 条の規定による帰属

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。